

館山市農業委員会総会会議録

1. 開催日時 令和6年7月8日(月) 15時00分～15時55分

2. 開催場所 館山市役所本館2階会議室

3. 出席委員 (8人)

会長	8番	杉田恒雄
会長職務代理者	2番	中村保宏
	1番	尾形玲子
	3番	北見富夫
	4番	山川みき子
	5番	寺田哲雄
	6番	三上英男(欠)
	7番	小田喜承示
	9番	山崎日吉

4. 議事録署名委員の指名

5. 議事日程

議案第1号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見について

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 農用地利用集積計画の決定について

報告事項 第1号 農用地利用配分計画の利用権の解除について

報告事項 第2号 農地法第18条第6項の規定による合意解約について

報告事項 第3号 軽微な農地改良の届出について

報告事項 第4号 農地法施行規則第29条第1号による農地転用の届出について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	中山 哲也
副主幹・農地係長	山口 徳康
主任主事	杉田 岳彦
主事	和颯 玲

農水産課職員

副主査	伊藤 徳一郎
-----	--------

7. 会議概要

議長

ただ今から、令和6年第7回館山市農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員は8名です。よって総会は成立することを宣言いたします。

なお、館山市農業委員会会議規則第14条の規定により、委員会の会議を公開といたします。

次に館山市農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員について、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり。)

それでは、1番 尾形委員、2番 中村委員 をお願いします。

なお、第5条申請等に基づき、担当地区における現地調査を実施した農地利用最適化推進委員に、現地調査に基づく意見を述べてもらいます。

これから議事に入りますが、質問等ある農業委員は挙手して議席番号を言ってから簡潔明瞭をお願いします。

なお、携帯電話はマナーモードをお願いします。

はじめに、議事日程第1 議案第1号 「農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」を議題とします。

説明に入る前に、担当の農水産課職員をご紹介します。農政係の伊藤副主査です。

案件は、農振農用地の除外申立てが1件です。

「農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2」に基づき、館山市長より、この原案に対する農業委員会の意見を求められたため、本日午後1時30分より小委員会を開催し、審議を行いました。

小委員会では、説明を受けた後、現地調査を行い、審議し、農地法の観点から判断した結果、除外1件について「除外はやむを得ない」という意見としました。

それでは、農水産課より、詳しい説明をお願いします。

副主査

農水産課の伊藤と申します。よろしくお願いいたします。

「館山市農業振興地域整備計画の変更」についてご説明させていただきます。一般的には農振農用地の除外のことになります。館山市では優良農地の確保・保全に努めるため、特に農業振興を図っていく地域を「農用地区域」として設定し、「農業振興地域整備計画」を策定しています。そのため、「農用地」から除外するためには、「農業振興地

域整備計画」を変更する必要があります。

農用地除外の申立は、6月15日と12月15日の年2回となっています。今回は、令和6年6月15日に締切った農用地除外申立1件について説明させていただきます。

農振農用地からの除外に当たっては、農業振興地域の整備に関する法律、いわゆる農振法において定められている要件をすべて満たすとともに、農地法による農地転用など、他法令の許認可見込みの有無を確認することが要件となります。

「農業振興地域の整備に関する法律施行規則」第3条の2により、「農業振興地域整備計画」を変更するときは、農業委員会の意見を聴くものとする定められています。そのため、先日、農業委員会会長に意見の提出をお願いし、本日、委員の皆様にご足労いただいた所でございます。

それでは、お手元の資料をご覧ください。

1枚目をめくっていただき、1ページ、農用地除外申立一覧をご覧ください。

申請者は、市内上野原にお住まいの方です。
事業計画者は市内塩見の法人になります。

申請地は、館山市上野原字池附（イケヅキ）103番2、現況地目は田、地積は773㎡。同106番4、現況地目は田、地積は99㎡です。合計面積は872㎡になります。

土地の権利関係は売買になります。事業計画は宿泊施設です。

2ページが位置図、3ページは周辺土地利用状況図で黒塗の部分が申立地になります。4ページが公図の写し、5ページが配置図及び排水経路図、6ページが平面図となっています。

申立地は、田園地帯と接する閑静な住宅地域に位置し、地権者の住居とともに周囲を外壁で囲われています。事業の計画者は、隠れ家的な宿泊施設として需要が見込まれると判断し、個室タイプの宿泊棟を建築する事業を立案しました。

地権者は、申立地の草刈り等を行い管理してきましたが、高齢となってきたため、現在は管理も困難となっております。また、親族に耕作できる者もおらず、外壁で囲われている立地もあって、近隣の農家等に耕作を依頼することも困難とのことです。

耕作予定が立たない状況で、土地の管理も十分に行えないため、雑草による害虫の発生、花粉等により周囲の農地及び近隣住民へご迷惑が掛かると懸念し、今後の土地管理も含め代替利用してもらうのが最善の状況と考えました。そのような状況で、地権者に縁のある「株式会社こがね」より、今回の計画案を提示され、少しでも館山市の観光事業に貢献ができればと思い、本申立を計画するに至ったとのことです。

計画者としては、農地関連法令をクリアすることを条件に売買を予定しています。

なお、南側及び東側は市道及び宅地となっており、東側の農地については隣接する市道 1202 号線に面しており、本申請地が計画通りに転用されたとしても、既存の農地を分断することもなく、効率的な農作業を行うために必要な連坦性を損なうおそれもないと考えられます。

同意状況としては、農家組合長から同意を受けております。また、安房中央ダムの受益地ではありません。

以上で農水産課の説明を終わります。

議 長

説明が終わりましたが、ご質問等ございますか。

質問等ないので、お諮りいたします。

小委員会の決定どおり、農振農用地除外の 1 件について、「除外はやむを得ない」としてよろしいか、賛成の農業委員は、挙手を願います。

(挙手全員)

賛成とする者全員と認め「除外はやむを得ない」として決定いたします。

以上で農振除外関係の審議を終了します。

ここで農水産課職員は退席します。

つづきまして、議事日程第 2 議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題とします。

資料の 2 から 4 ページ、整理番号 1 から 13 について審議します。
事務局より説明をお願いします。

主任主事

資料の 1 ページ、整理番号 1 所在地は 笠名 岡 1168 番外 1 筆、登記地目、畑、現況地目、共に田で合計 1205 m²の売買による所有権移転の案件です。

譲渡人は、市内笠名にお住いの 68 歳の方、譲受人は市内笠名にお住いの 46 歳の方です。

事由としては、譲渡人は農業経営規模縮小のため譲り渡します。

譲受人は自然環境保全の活動をしており、この農地を譲り受け、水稻を栽培したいとのことです。

整理番号 2 所在地は 笠名 岡 1172 番外 1 筆、登記地目、現況地目、共に畑で合計 775 m²の売買による所有権移転の案件です。

譲渡人は、市内笠名にお住いの 79 歳の方、譲受人は市内笠名にお住いの 59 歳の方です。

事由としては、譲渡人は農業経営規模縮小のため譲り渡します。

譲受人は整理番号 1 と同じく、自然環境保全の活動をしており、この農地を譲り受け、大豆、ソラマメ、トマト等を栽培したいとのことです。

整理番号 3 所在地は 笠名 浜 1496 番、登記地目、現況地目、共に畑で 247 m²の売買による所有権移転の案件です。

譲渡人は、神奈川県相模原市にお住いの 73 歳の方、譲受人は袖ケ浦市にお住いの 50 歳の方です。

事由としては、譲渡人は遠方に住んでおり管理できないので譲り渡します。

譲受人は親戚からこの農地を譲り受け、トマト、ねぎ、いも等を栽培し、農業を始めたいとのことです。

整理番号 4 所在地は 北条 ^{かくのつぼ} 角ノ坪 994 番 1・994 番 2 合併外 2 筆、登記地目、田、現況地目、共にその他で合計 366 m²の売買による所有権移転の案件です。

譲渡人は、市内長須賀にお住いの 66 歳の方外 1 名共有、譲受人は南房総市にお住いの 39 歳の方です。

事由としては、譲渡人は相続したが農業をしていないので譲り渡します。

譲受人はこの農地を譲り受け、多肉植物等を栽培し、農業経営規模を拡大したいとのことです。

整理番号 5 所在地は 波左間 加賀名下 25 番、登記地目、現況地目、共に畑で 998 m²の売買による所有権移転の案件です。

譲渡人は、市内波左間にお住いの 80 歳の方、譲受人は市内波左間

の法人です。

事由としては、譲渡人は農業をできなくなったので譲り渡します。

譲受人は借りていたこの農地を譲り受け、かぼちゃ、レタス等を栽培し、農業経営規模を拡大したいとのことです。

整理番号 6 所在地は 伊戸 大塚 1026 番 2 外 1 筆、登記地目、現況地目、共に田で合計 128 m²の売買による所有権移転の案件です。

譲渡人は、埼玉県北本市にお住いの 72 歳の方、譲受人は市内伊戸にお住いの 86 歳の方です。

事由としては、譲渡人は相続したが農業をしていないので譲り渡します。

譲受人はこの農地を譲り受け、きゅうり、トマト等を栽培し、農業経営規模を拡大したいとのことです。

整理番号 7 所在地は 伊戸 大塚 1026 番 1、登記地目、現況地目、共に田で 155 m²の売買による所有権移転の案件です。

譲渡人は、埼玉県北本市にお住いの 72 歳の方、譲受人は市内伊戸にお住いの 32 歳の方です。

事由としては、譲渡人は相続したが農業をしていないので譲り渡します。

譲受人はこの農地を譲り受け、きゅうり、トマト等を栽培し、農業経営規模を拡大したいとのことです。

整理番号 8 所在地は 古茂口 大田 1581 番、登記地目、現況地目、共に畑で 606 m²の売買による所有権移転の案件です。

譲渡人は、市内古茂口にお住いの 59 歳の方、譲受人は市内山荻にお住いの 69 歳の方です。

事由としては、譲渡人農業をしていないので譲り渡します。

譲受人はこの農地を譲り受け、落花生、枝豆等を栽培し、農業経営規模を拡大したいとのことです。

整理番号 9 所在地は 神余 鍛冶屋前 54 番 1 外 1 筆、登記地目、現況地目、共に田で合計 206 m²の売買による所有権移転の案件です。

譲渡人は、神奈川県横須賀市にお住いの 84 歳の方、譲受人は市内佐野にお住いの 53 歳の方です。

事由としては、譲渡人は維持管理が困難なため譲り渡します。

譲受人はこの農地を譲り受け、ソラマメ等を栽培し、農業経営規模を拡大したいとのことです。

整理番号 10 所在地は 江田 上釜井 367 番外 1 筆、登記地目、現況地目、共に田が 208 m²、登記地目、現況地目共に畑が 158 m²、合計 368 m²の売買による所有権移転の案件です。

譲渡人は、市内江田にお住いの 61 歳の方、譲受人は市内江田にお住いの 42 歳の方です。

事由としては、譲渡人は農業経営規模を縮小するため譲り渡します。

譲受人はこの農地を譲り受け、飼料作物を栽培し、農業経営規模を拡大したいとのことです。

整理番号 11 所在地は 江田 地蔵下 686 番外 1 筆、登記地目、現況地目、共に田で合計 4,904 m²の売買による所有権移転の案件です。

譲渡人は、市内江田にお住いの 61 歳の方、譲受人は市内江田の法人です。

事由としては、譲渡人は農業経営規模を縮小するため譲り渡します。

譲受人はこの農地を譲り受け、WC S 用水稲を栽培し、農業経営規模を拡大したいとのことです。

整理番号 12 所在地は 大神宮 川坂 641 番、登記地目、現況地目、共に畑で 158 m²の売買による所有権移転の案件です。

譲渡人は、兵庫県尼崎市にお住いの 56 歳の方、譲受人は市内大神宮にお住いの 72 歳の方です。

事由としては、譲渡人は農業経営規模を縮小するため譲り渡します。

譲受人はこの農地を譲り受け、果樹を栽培し、農業経営規模を拡大したいとのことです。

整理番号 13 所在地は 布沼 根切 689 番 1 外 4 筆、登記地目、現況地目、共に畑で合計 265 m²の売買による所有権移転の案件です。

譲渡人は、東京都港区の法人、譲受人は茂原市にお住いの 73 歳の方です。

事由としては、譲渡人は転用するため許可を得たが、転用しないまま会社が解散するので譲り渡します。

譲受人はこの農地を譲り受け、ブルーを栽培し、館山市内で農業を始めたいとのことです。

全ての案件において、申請書等に記載の内容が当該基準に適合するかどうか検討した結果を説明します。

まず、第 2 項第 1 号関係では、申請書により、取得後、耕作することが見込めますので、該当しません。

次に、第 2 項第 4 号関係では、申請書から従事日数は 150 日を超えており、該当しません。

また、第 2 項第 7 号関係では、その利用にあたり、支障となるようなことは認められず、該当しません。

議 長

よって、「許可」と判断します。

説明は以上です。

説明が終わりました。

質問、意見等ございますか。

質問、意見等無いようですのでお諮りいたします。

事務局説明のとおり、「許可」と決定してよろしいか、承認を求めます。賛成の農業委員は、挙手を願います。

(挙手全員)

許可とする者全員と認め、「許可」と決定いたします。

つづきまして、議事日程第3 議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。

資料の5ページ、整理番号1から5について審議します。
事務局より、説明をお願いします。

主任主事

資料の5ページ、整理番号1から3は一体での事業ですので、一括して説明します。

所在地は 館山 出口 1518 番 1 外 2 筆、登記地目、現況地目、共に畑で、合計 758 m²の売買による所有権移転の案件です。

申請人は千葉県松戸市にお住まいの方です。

転用の事由及び施設は、定年退職をまじかに控え、老後を温暖な館山市で喫茶店を営んで過ごしたく、店舗兼住宅、木造2階建て1棟を建て駐車場を設けたいとのことでした。

農地の区分について説明します。この農地は都市計画法の用途区域内にある農地ですので、第3種農地と判断されます。

農地法第5条第2項第6号の許可後、遅滞なく申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、令和6年9月10日に工事着手し、令和7年3月20日に完了予定になっていますので、該当しないと考えられます。

整理番号4 所在地は 上真倉 ^{こうしんやま} 庚申山2149番、登記地目、現況地目、共に田で532 m²の売買による所有権移転の案件です。

申請人は市内新宿にお住まいの方です。

転用の事由及び施設は、建設会社に勤務しているが、近々、独立を計画しており、事業用の倉庫が必要なためとのことです。

農地の区分について説明します。この農地は都市計画法の用途区域内にある農地ですので、第3種農地と判断されます。

農地法第5条第2項第6号の許可後、遅滞なく申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、令和6年9月1日に工事着手し、令和6年12月30日に完了予定になっていますので、該当しないと考えられます。

整理番号5 所在地は 南条 ^{まはたがわ}間幡川299番1、登記地目、田、現況地目、畑で151㎡の売買による所有権移転の案件です。

申請人は市内南条にお住まいの方です。

転用の事由及び施設は、街商（香具師）を営んでいるが、イベントが増えており、従業員の駐車場及び資材置場が不足しているためとのこと。

農地の区分について説明します。この農地は農用地区域内にある農地以外の農地であって、集団的に存在している農地であると認められますので、第1種農地と判断されます。

第1種農地は原則、転用できませんが、既存施設の拡張で、拡張部分の敷地面積が既存施設の敷地面積の2分の1を超えないものは許可できることとなっていることから、それに該当すると判断されます。

農地法第5条第2項第6号の許可後、遅滞なく申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、令和6年8月1日に工事着手し、令和6年9月30日に完了予定になっていますので、該当しないと考えられます。

以上の案件について、農地法第5条第2項第3号による必要な資力及び信用の有無については、申請者の残高証明書若しくは融資見込証明書が添付されており、有りと判断します。

農地法第5条第2項第4号の周辺農地への営農条件への支障については、現地確認した結果、該当なしと判断します。

よって、「許可相当」と判断します。

説明は以上です。

議長

説明が終わりました。

整理番号1から3については、店舗兼住宅1棟を建設するための申請になります。

7番委員、ご意見等ございますか。

7番委員

現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。

議 長	該当地区の推進委員、意見等ございますか。
担当推進委員	現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。
議 長	整理番号 4 については、倉庫を建設するための申請になります。 7 番委員、ご意見等ございますか。
7 番委員	現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。
議 長	該当地区の推進委員、意見等ございますか。
担当推進委員	現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。
議 長	整理番号 5 については、駐車場及び資材置場を建設するための申請 になります。 5 番委員、ご意見等ございますか。
5 番委員	現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。
議 長	該当地区の推進委員、意見等ございますか。
担当推進委員	現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。
担当推進委員	現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。
議 長	その他の農業委員で、質問、意見等ございますか。 質問、意見等無いようですので、一括してお諮りいたします。 事務局説明のとおり、「許可相当」と決定してよろしいか、承認を 求めます。賛成の農業委員は、挙手を願います。 (挙手全員) 許可相当とする者全員と認め、「許可相当」と決定いたします。 つづきまして、議事日程第 4 議案第 4 号「農用地利用集積計画の決 定について」を議題とします。 資料の 6 ページから 9 ページ、整理番号 1 から 27 について審議しま す。それでは、事務局より説明をお願いします。
主 事	整理番号 1 所在地は、西長田 両木 1264 番 地目は田で、面積 3,548

m²、賃貸借権の設定で、賃料は17,740円、10a当たり5,000円です。貸付者は西長田にお住まいの方、借受者は大戸の方です。設定の期間は令和6年8月1日から令和7年3月31日までの8カ月間で、新規設定です。

整理番号2 所在地は、広瀬 下中川 1439 番 1 外 2 筆 地目は田で、合計面積 3,008 m²、使用貸借権の設定です。貸付者は北条にお住まいの方、借受者は広瀬の方です。設定の期間は令和6年8月1日から令和11年7月31日までの4月から10月末までの5年間で、新規設定です。

整理番号3 所在地は、上真倉 平田 2520 番 地目は田で、面積 2,567 m²、賃貸借権の設定で、賃料は12,835円、10a当たり5,000円です。貸付者は上真倉にお住まいの方、借受者は大戸の方です。設定の期間は令和6年8月1日から令和7年3月31日までの8カ月間で、新規設定です。

整理番号4 所在地は、大戸 横枕 293 番 地目は田で、面積 1,024 m²、賃貸借権の設定で賃料はコシヒカリ 1 等米 30 kgです。貸付者は飯沼にお住まいの方、借受者は大戸の方です。設定の期間は令和6年8月1日から令和16年7月31日までの10年間で、新規設定です。

整理番号5 所在地は、山萩 八反原 40 番 外 3 筆 地目は田で、合計面積 3,353 m²、使用貸借権の設定です。貸付者は山萩にお住まいの方、借受者は大戸の方です。設定の期間は令和6年8月1日から令和16年7月31日までの10年間で、新規設定です。

整理番号6 所在地は、南条 権見台 767 番 地目は田で、面積 785 m²、使用貸借権の設定です。貸付者は畑にお住まいの方、借受者は大戸の法人です。設定の期間は令和6年8月1日から令和11年7月31日までの5年間で、新規設定です。

整理番号7 所在地は、南条 権見台 768 番 地目は田で、面積 1,390 m²、賃貸借権の設定で、賃料は1等米 42 kg、10a 当たり 30 kgです。貸付者は下真倉にお住まいの方、借受者は大戸の法人です。設定の期間は令和6年8月1日から令和11年7月31日までの5年間で、新規設定です。

整理番号8 所在地は、南条 簾 779 番 地目は畑で、面積 3,854 m²、賃貸借権の設定で賃料は1,000,000円、10a 当たり 259,471円です。貸付者は下真倉にお住まいの方、借受者は大戸の方です。設定の期間は令和6年8月1日から令和7年6月30日までの11カ月間で、新規

設定です。

整理番号 9 所在地は、正木 白沼 1059 番 1 外 2 筆 地目は田で、合計面積 3,006 m²、賃貸借権の設定で賃料はコシヒカリ 1 等米 90 kg、10a 当たり 30 kg です。貸付者は正木にお住まいの方、借受者は大戸の法人です。設定の期間は令和 6 年 8 月 1 日から令和 11 年 7 月 31 日までの 5 年間で、新規設定です。

整理番号 10 所在地は、腰越 西 856 番 外 1 筆 地目は田で、合計面積 2,544 m²、賃貸借権の設定で賃料はコシヒカリ 1 等米 76.3 kg、10a 当たり 30 kg です。貸付者は小原にお住まいの方、借受者は腰越の方です。設定の期間は令和 6 年 8 月 1 日から令和 9 年 7 月 31 日までの 3 年間で、再設定です。

整理番号 11 所在地は、高井 仁井 1523 番 地目は田で、面積 1,933 m²、使用貸借権の設定です。貸付者は高井にお住まいの方、借受者も高井の方です。設定の期間は令和 6 年 8 月 1 日から令和 8 年 7 月 31 日までの 2 年間で、再設定です。

整理番号 12 所在地は、国分 塚ノ下 473 番 地目は畑で、面積 415 m²、賃貸借権の設定で賃料は 4,150 円、10a 当たり 10,000 円です。貸付者は藺にお住まいの方、借受者は江田の法人です。設定の期間は令和 6 年 8 月 1 日から令和 11 年 7 月 31 日までの 5 年間で、再設定です。

ここからは中間管理事業による三者一括方式での利用権設定となります。

整理番号 13 所在地は、正木 三貫目 1443 番 地目は田で、面積 1,600 m²、賃貸借権の設定で賃料はコシヒカリ 1 等米 48 kg、10a 当たり 30 kg です。出し手は南房総市にお住まいの方、受け手是那古の方です。設定の期間は令和 6 年 8 月 1 日から令和 16 年 7 月 31 日までの 10 年間で、新規設定です。

整理番号 14 所在地は、正木 三貫目 1442 番 地目は田で、面積 1,400 m²、賃貸借権の設定で賃料はコシヒカリ 1 等米 42 kg、10a 当たり 30 kg です。出し手は南房総市にお住まいの方、受け手是那古の方です。設定の期間は令和 6 年 8 月 1 日から令和 16 年 7 月 31 日までの 10 年間で、新規設定です。

整理番号 15 所在地は、正木 三貫目 1423 番 外 1 筆 地目は田で、合計面積 1,786 m²、使用貸借権の設定です。出し手は北条正木にお住

まいの方、受け手は南房総市の法人です。設定の期間は令和6年8月1日から令和11年7月31日までの5年間で、新規設定です。

整理番号 16 所在地は、水玉 下ノ原 407 番 地目は畑で、面積 369 m²、使用貸借権の設定です。出し手は菌にお住まいの方、受け手は八幡の法人です。設定の期間は令和6年8月1日から令和11年7月31日までの5年間で、新規設定です。

整理番号 17 所在地は、正木 白沼 1047 番 地目は田で、面積 3,039 m²、賃貸借権の設定で賃料は9,117円、10a当たり3,000円です。出し手は八千代市にお住まいの方、受け手は南房総市の法人です。設定の期間は令和6年8月1日から令和11年7月31日までの5年間で、新規設定です。

整理番号 18 所在地は、正木 白沼 1062 番 地目は田で、面積 1,190 m²、使用貸借権の設定です。出し手は八千代市にお住まいの方、受け手は南房総市の法人です。設定の期間は令和6年8月1日から令和11年7月31日までの5年間で、新規設定です。

整理番号 19 所在地は、正木 新作 927 番 地目は田で、面積 2,980 m²、賃貸借権の設定で賃料は14,900円、10a当たり5,000円です。出し手は八千代市にお住まいの方、受け手は那古の方です。設定の期間は令和6年8月1日から令和11年7月31日までの5年間で、新規設定です。

整理番号 20 所在地は、北条 八反目 2709 番 地目は田で、面積 2,096 m²、賃貸借権の設定で、賃料はにじのきらめき 63 kg、10a当たり30 kgです。出し手は北条にお住まいの方、受け手は高井の方です。設定の期間は令和6年8月1日から令和16年7月31日までの10年間で、新規設定です。

整理番号 21 所在地は、高井 下宮作 1566 番 地目は田で、面積 1,583 m²、賃貸借権の設定で、賃料はにじのきらめき 47.4 kg、10a当たり30 kgです。出し手は高井にお住まいの方、受け手も高井の方です。設定の期間は令和6年8月1日から令和16年7月31日までの10年間で、新規設定です。

整理番号 22 所在地は、高井 青木 1744 番 外1筆 地目は田で、合計面積 5,941 m²、賃貸借権の設定で、賃料はコシヒカリ 1等米玄米 178.2 kg相当額、10a当たり30 kg相当額です。出し手は高井にお住まいの方、受け手も高井の方です。設定の期間は令和6年8月1日から令和16年7月31日までの10年間で、新規設定です。

整理番号 23 所在地は、湊 作ノ田 558 番 地目は田で、面積 829 m²、賃貸借権の設定で賃料はにじのきらめき 24.6 kg、10a 当たり 30 kgです。出し手は湊にお住まいの方、受け手は高井の方です。設定の期間は令和 6 年 8 月 1 日から令和 16 年 7 月 31 日までの 10 年間で、新規設定です。

整理番号 24 所在地は、湊 作ノ田 559 番 地目は田で、面積 2,188 m²、賃貸借権の設定で賃料はにじのきらめき 65.4 kg、10a 当たり 30 kgです。出し手は湊にお住まいの方、受け手は高井の方です。設定の期間は令和 6 年 8 月 1 日から令和 16 年 7 月 31 日までの 10 年間で、新規設定です。

整理番号 25 所在地は、高井 仁井 1536 番 外 1 筆 地目は田で、合計面積 2,838.7 m²、賃貸借権の設定で賃料はにじのきらめき 90 kg、10a 当たり 31 kgです。出し手は高井にお住まいの方、受け手も高井の方です。設定の期間は令和 6 年 8 月 1 日から令和 16 年 7 月 31 日までの 10 年間で、新規設定です。

整理番号 26 所在地は、国分 住吉 561 番 1 外 2 筆 地目は田で、合計面積 2,994 m²、賃貸借権の設定で賃料はにじのきらめき 90 kg、10a 当たり 30 kgです。出し手は国分にお住まいの方、受け手は高井の方です。設定の期間は令和 6 年 8 月 1 日から令和 16 年 7 月 31 日までの 10 年間で、新規設定です。

整理番号 27 所在地は、山萩 八反原 52 番 2 外 6 筆 地目は田で、合計面積 7,176 m²、賃貸借権の設定で賃料は 14,352 円、10a 当たり 2,000 円です。出し手は山萩にお住まいの方、受け手は作名の方です。設定の期間は令和 6 年 8 月 1 日から令和 11 年 7 月 31 日までの 5 年間で、新規設定です。

以上、合計 27 案件、農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律 附則第 5 条第 1 項の規定に基づき、施行後 2 年間の経過措置を適用し、改正前の法第 18 条第 3 項の各要件については、満たしていると考えます。

説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。質問、意見等ございますか。

質問等無いようですので、一括してお諮りいたします。

事務局説明のとおり、計画どおり決定してよろしいか、承認を求めます。賛成の農業委員は、挙手を願います。

(挙手全員)

計画どおり決定とする者全員と認め、農用地利用集積計画を「承認」いたします。

つづきまして、報告事項第1号「農用地利用配分計画の利用権解除について」を報告します。

資料の10ページ、整理番号1について、事務局より説明をお願いします。

主 事

まず、「農用地利用配分計画」は、「農地中間管理事業」による三者での利用権設定において、実際の耕作者となる受け手を定めた計画のことです。

「利用権解除」は、出し手と中間管理機構の設定はそのまま、受け手のみ解約するものです。

では、案件の説明に入ります。

整理番号1 所在地は、広瀬 埋田 1725 番 1 地目は畑で、面積 1,153 m²について、合意解約が成立、解約理由は、所有者が自身で耕作するためです。

説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。何か不明な点がありますか。

無いようですので、第1号の報告を終わります。

つづきまして、報告事項第2号、「農地法第18条第6項の規定による合意解約について」を報告します。

資料の11ページ、整理番号1から5について、事務局より説明をお願いします。

主 事

整理番号1 所在地は、広瀬 埋田 1725 番 1 地目は畑で、面積 1,153 m²、解約理由は、所有者が自身で耕作するためです。

整理番号2 所在地は、正木 谷田 4615 番 外 3 筆 地目は田で、合計面積 8,101 m²、解約理由は、所有者と耕作者の間に土地の使用方法について意見が合わなかったためです。

整理番号3 所在地は、正木 谷田 4622 番 地目は田で、面積 2,175 m²、解約理由は、受け手と解約し、他者と貸し借りを行うためです。

整理番号 4 所在地は、江田 川戸 700 番 地目は田で、面積 3,000 m²、解約理由は、売却するためです。

整理番号 5 所在地は、正木 新作 951 番 地目は田で、面積 1,731 m²、解約理由は、耕作者が死亡したためです。

説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。何か不明な点がありますか。

無いようですので、第 2 号の報告を終わります。

つづきまして、報告事項第 3 号「軽微な農地改良の届出について」を報告します。

資料の 12 ページ、整理番号 1 について、事務局より説明をお願いします。

主任主事

「軽微な農地改良の届出」とは、農地を土砂で埋立しようとする場合、面積が 500 m²以上、かつ土量が 250 m³以上の場合は、一時転用の許可が必要となりますが、それ以下の場合は「届出」でよいこととなっています。

資料 12 ページ、整理番号 1、所在地は笠名 浜 1511 番、登記地目、現況地目共に畑で、面積は 495 m²です。

申請人は市内山萩の方です。

申請事由は、50 cm 盛土して果樹を作付けるとのことです。

説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。何か不明な点がありますか。

無いようですので、第 3 号の報告を終わります。

つづきまして、報告事項第 4 号「農地法施行規則第 29 条第 1 号による農地転用の届出について」を報告します。

資料の 13 ページ、整理番号 1 について、事務局より説明をお願いします。

主任主事

農地法施行規則第 29 条第 1 号による農地転用の届出とは、本来、農地を農地以外に使用する場合は、農地法第 4 条又は第 5 条の許可、いわゆる転用許可が必要ですが、2 アール未満の農業用施設を自己所

有農地に設置する場合は、例外として届出でよいこととなっています。

資料の 13 ページ、整理番号 1 所在地は 川名 頼朝免 778 番 1、登記地目、田、現況地目、畑で申出面積は 554 m²の内 52.5 m²です。

届出者は市内安布里にお住まいの方です。

届出理由は、農地が道路より低いため、作業効率向上のため進入路を設けるとのことです。

説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。何か、不明な点がありますか。

無いようですので、第 4 号の報告を終わります。

以上で、第 7 回 館山市農業委員会総会を閉会いたします。
皆様、ご苦労様でした。

閉 会

15 時 55 分

農業委員会等に関する法律第 27 条の規定により署名する。

館山市農業委員会会長

杉 田 恒 雄

館山市農業委員会委員

辰 形 瑛 子

館山市農業委員会委員

中 村 保 宏

